

## 良好な堆肥化処理を行うための技術的支援体制 の重要性

京都府中丹家畜保健衛生所

八谷純一

平成16年に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が本格施行されるにあたり、補助事業等を用いて堆肥舎の整備が進められた。同法に適用される農家は、管内に全畜種あわせて63戸存在する。うち、施設整備されている農家が47戸。残りの農家は直接ほ場還元や簡易対応など施設に依存しない処理を行っている。また、同法の施行時に施設整備していなかった農家も整備を進めている。平成17年に管内で発生した苦情は13件。内、堆肥化処理に係るものが6件を占めており、その6件中5件の原因が堆肥化処理方法の理解不足による嫌気性発酵による悪臭の発生であった。管内では悪臭等の苦情が発生した場合、市町、保健所、振興局、家畜保健衛生所で情報を共有し、対応に当たっているが、多くの農家では、十分な容積の堆肥化処理施設があり、運転方法の適正化により悪臭の低減は可能だった。当所では苦情発生農家及び堆肥舎新設農家に対して堆肥化処理の基礎研修会を行い、その後、気温・副資材等に応じた投入水分の調整状況及び発酵状況を確認し良好な発酵を継続できるような運営方法を提案している。持続的な畜産経営を行う上で糞尿処理は必須項目である。堆肥舎を設置するだけでは、良好な堆肥生産を行うことは難しく、良好な堆肥化処理を行うための技術的支援体制が重要である。

